

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ、労働保険料第3期分の納付期限は
平成24年1月31日(火)です。

忘れずに納付してください。

〔口座振替をご利用の場合は、平成24年2月14日(火)となります。
口座の残高にご注意ください。〕

労働保険料等の納付は、便利な口座振替納付制度もあります。
詳しくは下記へご相談ください。

《お問合せ・ご相談》

労働保険徴収課 06-4790-6330(代)

または、最寄りの労働基準監督署まで

大阪労働局ホームページ <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>